

第12次福井県交通安全計画の概要

基本事項

【計画期間】 令和8年度～令和12年度

【計画の性格】 国の第12次交通安全基本計画に基づき、県、県警察および中部運輸局等の本県を管轄する国の指定行政機関等が講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めるもの。

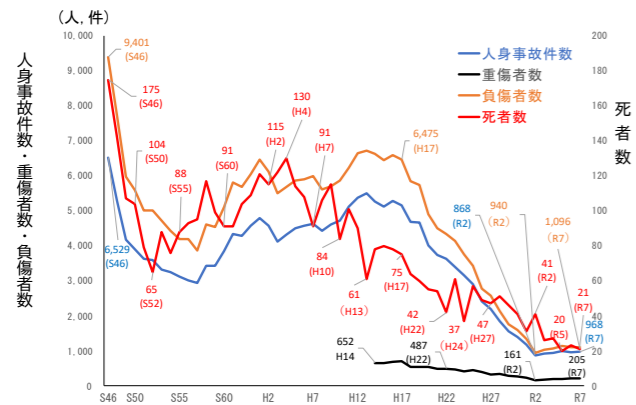
1 道路の安全

(1) 現状と課題

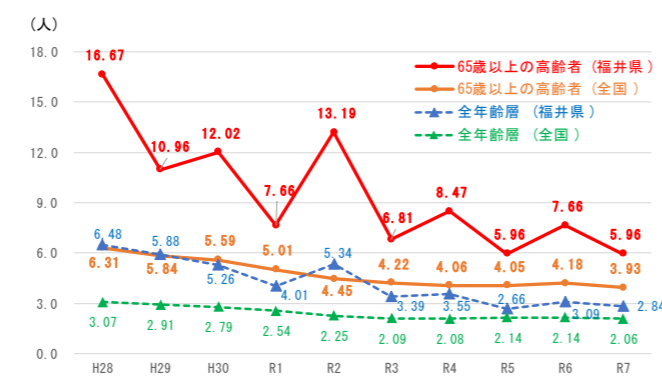
【現状】

- ・交通事故死者数は、減少傾向を維持し、令和5年は過去最少の20人、令和7年は21人であり、目標の25人以下を達成するも、人口当たりの死者数は、全国の約1.5倍で推移
- ・重傷者数は、令和2年は過去最少の161人であったものの、令和7年は205人であり、目標の130人を未達成
- ・高齢者の割合は、交通事故死者の約7割、歩行中・自転車乗用中の死者の約8割、死亡事故を起こした運転者の約4割と高い

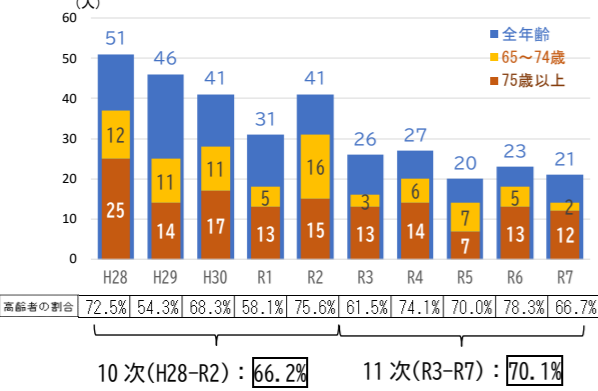
交通事故による人身事故件数、死者、負傷者および重傷者数の推移（福井県）



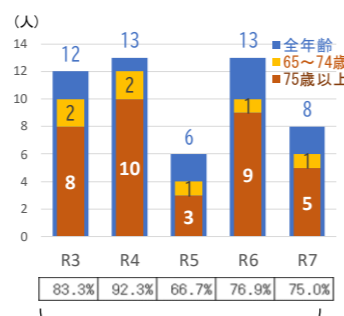
交通事故死者数の推移（人口10万人当たり）



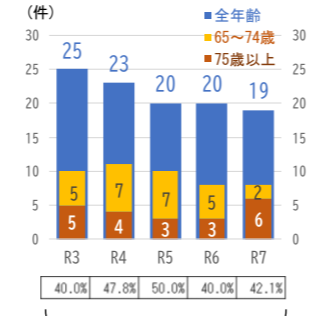
交通事故死者に占める高齢者の割合の推移（福井県）



歩行中・自転車乗用中の死者に占める高齢者の割合の推移（福井県）



死亡事故を起こした運転者に占める高齢者の割合の推移（福井県）



※免許保有者に占める高齢者の割合 R3～R7の平均 28.8%

【課題】

- ・死亡事故、重傷事故等重大な事故の防止
- ・高齢者が交通事故被害者、加害者とならない対策の強化

(2) 目標

- ・年間の死者数を 18人以下とする。
- ・年間の重傷者数を130人以下とする。

【参考】 第11次計画

〔25人以下〕

〔130人以下〕

(3) 実施する施策（8つの柱）

<重点施策>

- 【高齢者の交通事故防止対策】
- ・高齢歩行者対策（☆）
 - ・高齢運転者対策（★）

1 交通安全思想の普及徹底		段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	・VR等の教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の推進（☆★） ・戸別訪問による高齢者等への個別指導の推進（☆★）
		交通安全に関する普及啓発活動の推進	・横断歩道における手前での減速や歩行者優先義務の周知徹底 ・歩行者への反射材配布等による着用促進（☆） ・交通反則通告制度の開始に伴う自転車の安全対策の強化 ・高校の通学許可条件化を契機とした自転車乗用時のヘルメット着用の促進 ・シートベルト、チャイルドシートの正しい着用・使用の徹底
2 安全運転の確保		運転者教育等の充実	・高齢者が運転免許証を返納しやすい環境の整備（★） ・安全を確保しやすい時間帯や場所等を限定した運転を推進（★） ・高齢者への安全運転サポート車の普及促進（★） ・高齢者を対象とした運転技能検査等の確実・適切な実施（★）
3 車両の安全性の確保		自動車の検査および点検整備の充実	・不正改造車排除に関する広報
4 道路交通環境の整備		生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	・最高速度30km/hの規制と速度抑制に効果的な構造物を組み合わせた「ゾーン30プラス」の整備 ・通学路等の合同点検に基づく対策の推進 ・幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善（☆）
		幹線道路における交通安全対策の推進	・事故データやビッグデータに基づく事故危険箇所の指定および区画線等の整備や更新などによる事故抑止対策の推進 ・逆走事故防止のため、路面への突起物設置など物理的対策を実施（★）
		自転車利用環境の総合的整備	・歩行者と自転車が分離された自転車通行空間の整備
5 道路交通秩序の維持		交通指導取締りの強化等	・悪質性、危険性の高い違反等に重点を置いた交通指導取締りの推進 ・自転車指導啓発重点地区等を中心とした取締りの推進
6 救助・救急活動の充実		救急関係機関の協力関係確保	・医療機関と消防機関の相互連携による効果的な救急体制の促進
7 被害者支援の充実と推進		交通事故被害者支援の充実強化	・交通事故被害者等の支援体制の充実
8 調査研究の充実		道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	・他県との比較など、道路交通事故原因の総合的な調査研究の実施および事故防止施策の確立

第 1 2 次 福 井 県 交 通 安 全 計 画 の 概 要

2 鉄道交通の安全

(1) 現 状

- ・ 鉄道運転事故件数は、平成 29 年に 1 桁となり、以降ほぼ横ばい

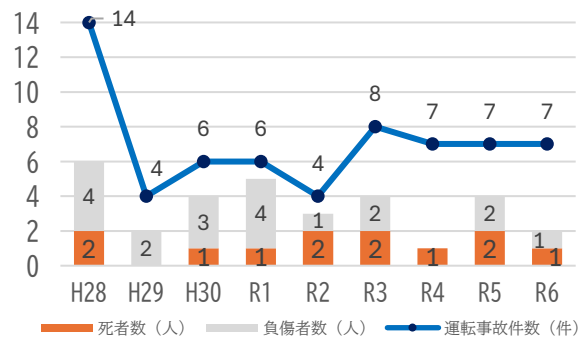
(2) 目 標

- ・ 乗客の死者数ゼロを目指す。
- ・ 運転事故件数の減少を目指す。

(3) 実施する施策

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 鉄道交通環境の整備 | 4 救助・救急活動の充実 |
| 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 | 5 被害者支援の推進 |
| 3 鉄道の安全な運行の確保 | 6 鉄道事故等の原因究明と事故等防止 |

(人・件) 鉄道運転事故の発生件数、死者数、負傷者数の推移



(※ 年度集計)

3 踏切道における交通の安全

(1) 現 状

- ・ 踏切事故件数は、年 3 件前後で推移

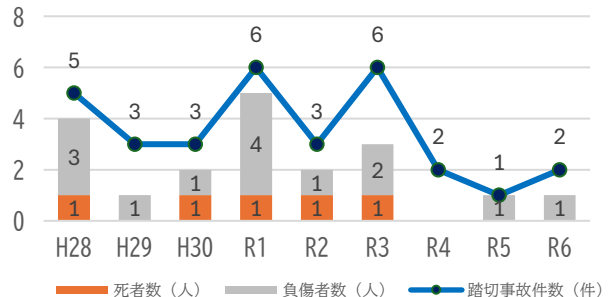
(2) 目 標

- ・ 踏切事故件数ゼロを目指す。

(3) 実施する施策

- | | |
|-----------------------|------------------------------|
| 1 踏切道の立体交差化、構造の改良等の促進 | 3 踏切保安設備の整備および交通規制の実施 |
| 2 踏切道の統廃合の促進 | 4 その他踏切道の交通の安全および円滑化を図るための措置 |

(人・件) 踏切事故の発生件数、死者数、負傷者数の推移



(※ 年度集計。踏切事故件数は、鉄道事故件数の内数)